

主な提出書類へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載時期一覧

税目	提出書類	番号の記載対象	番号の記載開始時期
個人町民税	町民税申告書	平成28年分の所得(平成29年度)に係る申告から	平成29年1月以降
	給与支払報告書	平成28年1月1日以後に支払う分の報告から	平成29年1月以降
	退職所得に係る特別徴収票	平成28年1月1日以後に支払う分の報告から	平成28年1月以降
	特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	平成29年1月1日以後に行う届出から	平成29年1月以降
	特別徴収への切替依頼書	平成29年1月1日以後に行う届出から	平成29年1月以降
軽自動車税	減免申請書	平成28年1月1日以後に行う申請から	平成28年1月以降
固定資産税	償却資産申告書	平成28年1月1日以後に行う申告から	平成28年1月以降
法人町民税	法人町民税申告書	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から	(確定申告)平成29年2月以降 (中間・予定申告)平成28年8月以降
たばこ税	申告書	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告から	平成28年2月以降
共 通	上記以外の各種申請書・届出書 (例：納税管理人申請書、相続人代表者指定届出書、減免申請書、徴収猶予申請書、換価猶予申請書、法人設立・設置届出書、異動届出書 等)	平成28年1月1日以後に行う申請・届出から ※猶予申請書は平成28年4月1日以後の申請から	平成28年1月以降 ※猶予申請書は平成28年4月以降

※税務署に提出する所得税（国税）の確定申告書については、平成28年分の申告書（平成29年2月16日から3月15日までの確定申告期に提出するもの）から記載開始となります。